

専用水道の適用除外の詳細

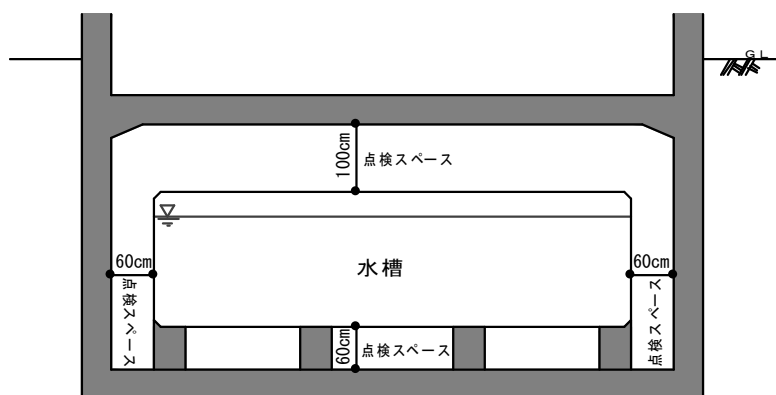
以下に示す施設については、地表からの浸水等による汚染のおそれのないように設置されているものと考えます。

1. 建築物に設けられた給水管で、建築基準法施行令第129条の2の5及び「給排水の配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準（建設省告示第1597号）」（以下、「政令等」という。）に基づき設置された給水管
2. 政令等に基づき設置された給水タンク及び貯水タンク（以下、「水槽」という。）で、保守点検を容易にかつ安全におこなうために、水槽の周囲及び下面において60cm以上、上部において100cm以上の点検スペースがある水槽

【点検スペース概要図】

建物内部の場合

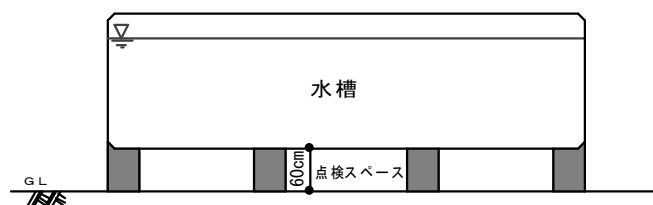
断面図



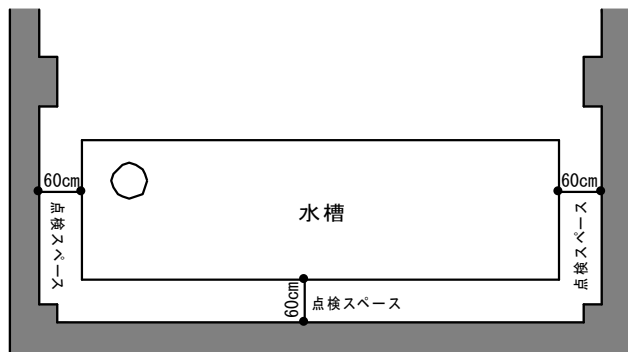
※階層は関係ありません。

建物外部の場合

断面図



平面図



※点検スペースについては、給排水設備技術基準・同解説によるものです。

専用水道の水質検査項目

(1) 毎日検査

番号	項目	検査回数
—	色、濁り、残留塩素	毎日1回以上 (1回/1日)

← 毎日、記録してください。

(2) 省略できない、かつ検査回数も減じられない検査項目

①毎月1回以上の検査

番号	項目	検査回数
1	一般細菌	毎月1回以上 (12回/1年) 毎月1回以上 (12回/1年) ★自動連続測定・記録の場合は 3月に1回以上まで回数減可能
2	大腸菌	
38	塩化物イオン	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	
47	pH値	
48	味	
49	臭気	
50	色度	
51	濁度	

②3月に1回以上の検査

番号	項目	検査回数
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3月に1回以上 (4回/1年)
21	塩素酸	
22	クロロ酢酸	
23	クロロホルム	
24	ジクロロ酢酸	
25	ジプロモクロロメタン	
26	臭素酸	
27	総トリハロロメタン	
28	トリクロロ酢酸	
29	プロモジクロロメタン	
30	プロモホルム	
31	ホルムアルデヒド	

(3) 原水の水質環境及び過去の検査結果により、検査の省略または検査回数を減じることができる項目

①原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合は、過去3年間の検査結果により検査回数を減じることができます。
 ②原水・水源等の状況(被圧地下水で周囲に汚染源となる施設がない等)及び薬品・資材の使用状況により検査の必要がないことが明らかであると認められる場合、過去の水質検査結果(5年以上)が基準値の1/2以下の場合には検査を省略することができます。ただし、「亜硝酸態窒素」並びに「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」については省略できません。
 また、省略する項目についても水質に変化がないことを確認するため、3年に1回以上検査が必要です。

X=原水の水質が変化しないおそれが少ない場合の過去3年間の水質検査結果

番号	項目	省略の判断基準	検査回数			
			水質良好	←	→	水質悪化
			基準値=1 $X \leq 1/10$	基準値=1 $1/10 < X \leq 1/5$	基準値=1 $1/5 < X \leq 1$	回数減不可
9	亜硝酸態窒素	・省略不可。				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	・ただし、下記と同様にして検査回数を減じることができる。				
3	カドミウム及びその化合物	・過去に基準値の1/2を超えず、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は省略可能。 ★省略する場合も、3年に1度以上検査を実施 ★省略不可の場合も水源に水または汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合、過去3年間の検査結果によっては検査回数を減じることができる。	3年に1回以上 (1回/3年)	毎年1回以上 (1回/1年)	3月に1回以上 (4回/1年)	
4	水銀及びその化合物					
5	セレン及びその化合物					
6	鉛及びその化合物					
7	ヒ素及びその化合物					
8	六価クロム化合物					
12	フッ素及びその化合物					
13	ホウ素及びその化合物					
14	四塩化炭素					
15	1,4-ジオキサン					
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					
17	ジクロロメタン					
18	テトラクロロエチレン					
19	トリクロロエチレン					
20	ベンゼン					
32	亜鉛及びその化合物					
33	アルミニウムその化合物					
34	鉄及びその化合物					
35	銅及びその化合物					
36	ナトリウムその化合物					
37	マンガン及びその化合物					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					
40	蒸発残留物					
41	陰イオン界面活性剤					
44	非イオン界面活性剤					
45	フェノール類					

登録水質検査機関に依頼して、検査してください。

(4) 水源の種類や過去の水質検査結果により省略可能で、水源の状態により検査回数が減じられる期間がある検査項目

番号	項目	省略の判断基準	検査回数
42	ジオスミン	・過去に基準値の1/2を超えず、かつ湖沼等の停滞水源でない場合は省略可 ★省略の場合も、3年に1度以上検査を実施	・省略不可の場合は、回数減不可で毎月1回以上(12回/1年) ただし、カビ臭の原因となる藻類の発生が少なく、検査の必要がない期間を除く ・省略の場合は、3年に1回以上(1回/3年)
43	2-メチルイソボルネオール		

注) 他の水道から供給を受ける水のみが水源である場合にも、同様の扱いになります。